

令和2年10月9日

関係課長 様
関係地方機関の長 様

健康福祉局医療介護保険課長
健康福祉局国民健康保険課長

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について（通知）

このことについて、令和2年10月5日付け保保発1005第1号・保国1005第1号・保高発1005第1号で、別紙のとおり厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長から通知がありました。

医療保険の被保険者証については、従来から、様々な取引、届出等の場面において、本人確認等を目的として用いられていますが、この度、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）が個人単位化されることに伴い、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。この規定は、令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されます。

については、告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等や、本人確認等のために被保険者証の提示等を求める必要がある場合は、「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」（令和2年7月8日付け総務省自治行政局公務員部福利課・財務省主計局給与共済課・文部科学省高等教育局私学部私学行政課・厚生労働省保険局保険課・厚生労働省保険局国民健康保険課・厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）の留意事項を御確認いただき、適切に運用してください。

【医療介護保険課】

担当 管理グループ
内線 3212
担当者 山本

【国民健康保険課】

担当 国保運営グループ
内線 3213
担当者 藤井

【通知先】

（関係課）

知事部局本庁各課，議会事務局総務課，教育委員会事務局各課・室，警察本部会計課，警察本部施設課，監査委員事務局合同総務課，人事委員会事務局合同総務課，労働委員会事務局合同総務課，企業局本庁各課，病院事業局県立病院課

（関係地方機関）

各総務事務所（支所）（総務課・総務第二課），関係建設事務所（支所）（建設総務課），各地方機関（総務事務所，建設事務所を除く），各県立学校，企業局（広島水道事務所，水質管理センター），病院事業局（県立広島病院，県立安芸津病院）